

■ ご意見及び市の考え方

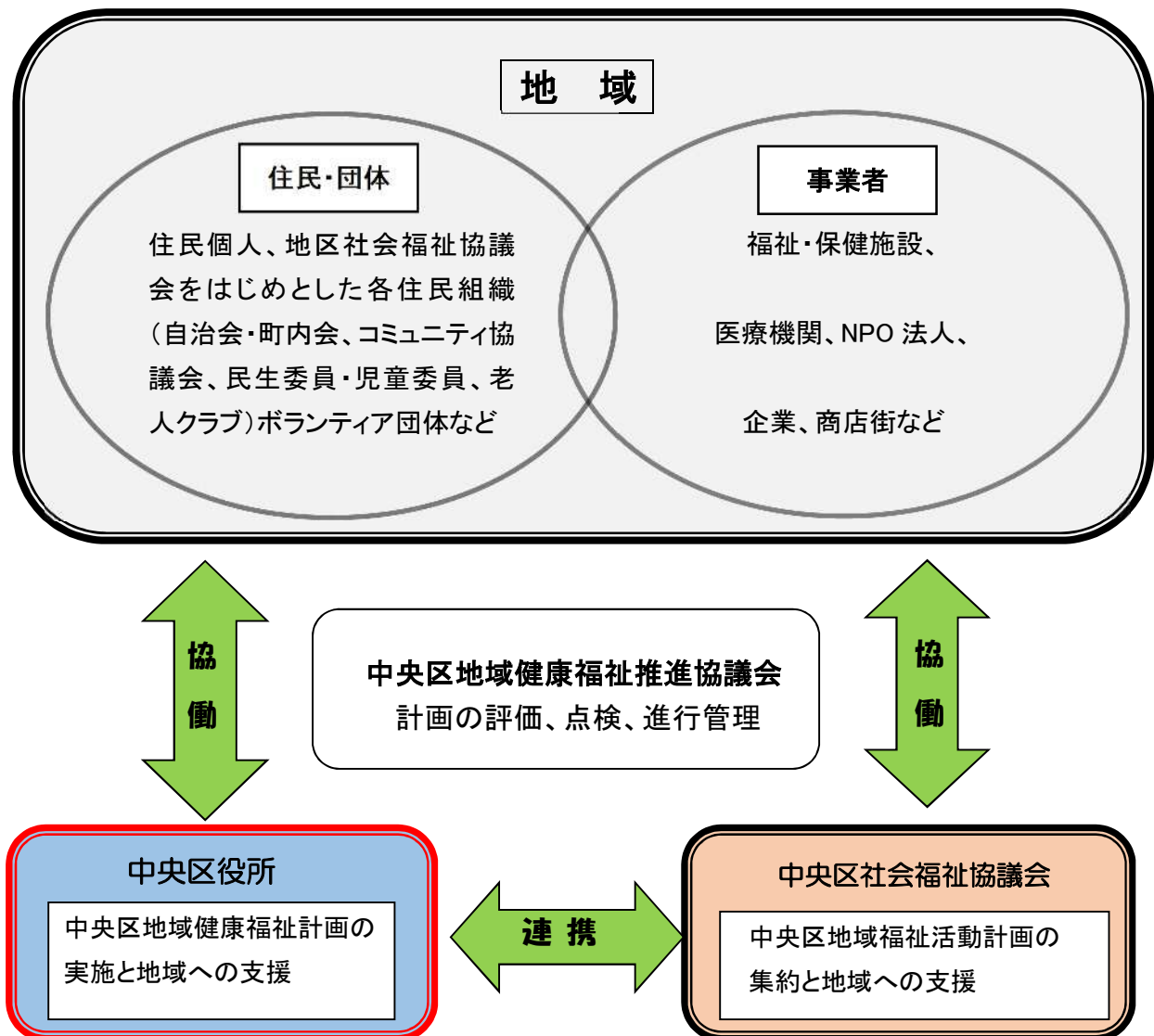
No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
1	全体 第1章4 (P.5) (関連) 第1章5 (P.6) 第3章4	◎この計画に、本計画の推進機能としての「地区社会福祉協議会」について、位置づけ、役割を明記してほしい。	○地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）は、住民が地域福祉を推進するにあたって、基礎組織として活動しています。地区社協の位置づけと役割については、関連する第1章5(1)②(P.6)に記載する内容の前提として補足が必要なことから、第1章中に追記します。	有
2	第1章4 (P.5) (関連) 第3章4	◎イメージ図において、地区社会福祉協議会は「住民・団体」欄に含めて掲載されているが、並列の他団体等とは位置づけ、役割が違うため、「住民・団体」「事業者」と同列の別枠としてはどうか。	○地区社協は、住民組織として「地域コミュニティ協議会」や「地区民生委員児童委員協議会」と重複あるいは包含されている部分もあるため、「住民・団体」の欄に含めて掲載していますが、前項の修正内容に応じて、地区ごとに活動計画を策定していること等について、イメージ図にも補足します。	有
3	第3章1 (P.50) (関連) 第1章	◎ネットワーク体制として「地区社会福祉協議会」の位置づけ、役割を明確にするために、「§【地域づくり】の考え方」(囲み記事)に、地区社会福祉協議会に係る文言を明記してほしい。	○地域福祉を推進する代表的な基礎組織である地区社協の位置づけ、役割については、ご意見No.1を受けて第1章中に補足します。 ○なお、当該囲み記事においても、地区社協の名称を追記します。	有

4 計画期間と評価について

この計画の期間は令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

本計画を円滑に実施するため、区と区社会福祉協議会が連携を図りながら、それぞれの役割を活かし、地域住民や団体、事業者等と協働しながら、地域福祉の推進に取り組みます。

本計画期間においても、前計画期間中と同様に「中央区地域健康福祉推進協議会」を開催し、計画の進行管理の中で定期的に評価するとともに、社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。



※地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）とは

・地域住民の主体的な参加と協力により、地域福祉課題を解決するための住民組織です。令和3年度現在、概ね小学校区ごとに、中央区内24地区で組織されています。地区社協が単独で設置されている場合や、地域コミュニティ協議会の福祉部など同一組織として位置づけられている場合があるなど、地域実情に合わせた組織構成となっています。

第3章 地域福祉の展開

1 基本理念

一人ひとりがお互いに支えあい、助けあい、
だれもが安心していきいきと暮らせる中央区

だれもが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、世代や分野を超えてつながり、支えあい、助けあうことのできる地域づくりに向けた取り組みを進めるものです。

§【地域づくり】の考え方

「地域づくり」で掲げる『地域』は、地理上の任意の「区域」の意味に留まらず、その地域に住む区民、地区社会福祉協議会や自治会・町内会、地域コミュニティ協議会などの地域団体、ネットワーク体制の構築や生活環境などを含めた意味合いで使用しています。

2 計画の体系

第3期（令和3年度から8年度）中央区地域健康福祉計画・中央区地域福祉活動計画は、中央区の目指すべき将来像としての「基本理念」を達成するために、中央区の地域福祉を推進していく上での方向性を示す5つの「目標」と、それぞれの「目標」における基本的な方針を設定しています。